

改正 平成一一年一二月二八日規則第八九号 平成一三年 三月三〇日規則第六八号  
平成一七年 三月 七日規則第二五号 平成一九年 三月三〇日規則第三六号  
令和 二年一二月一四日規則第七〇号 令和 三年一二月二八日規則第一〇二号  
令和 五年一二月 五日規則第六五号 令和 六年 三月二二日規則第一〇号

公衆浴場法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の施行に関し、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「施行規則」という。）及び公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

追加〔平成一九年規則三六号〕

（許可の申請）

第二条 施行規則第一条に規定する申請書には、同条第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建物の平面図及びその諸施設の配置図
- 二 建物の周囲四百メートル以内の道路及び人家等の大略を示す見取図
- 三 汚水排除の方法
- 四 燃料の種類

一部改正〔平成一九年規則三六号・令和三年一〇二号・六年一〇号〕

第三条 施行規則第一条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（別記第一号様式）とする。

一部改正〔平成一九年規則三六号〕

（承継の届出）

第四条 施行規則第一条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（譲渡）（別記第二号様式）とする。

2 前項の届出書には、届出しようとする者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

追加〔令和五年規則六五号〕

第五条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（相続）（別記第三号様式）とする。

一部改正〔平成一九年規則三六号・令和三年一〇二号・五年六五号〕

第六条 施行規則第三条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（合併）（別記第四号様式）とする。

2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年三六号・令和三年一〇二号・五年六五号〕

第七条 施行規則第三条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書（分割）（別記第五号様式）とする。

2 前項の届出書には、届出しようとする者の法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

追加〔平成一三年規則六八号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年三六号・令和三年一〇二号・五年六五号〕

（変更等の届出）

第八条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書（別記第六号様式）又は公衆浴場営業停止（廃止）届出書（別記第七号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔平成一三年規則六八号・一九年三六号・令和五年六五号〕

（電磁的記録）

第九条 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録及び同条第三十五号に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

追加〔平成一九年規則三六号〕、一部改正〔令和五年規則六五号・六年一〇号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

（公衆浴場法施行細則の廃止）

2 公衆浴場法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第四十七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第六十八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十九年三月三十日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十四日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第二百号）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条中公衆浴場法施行細則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年十二月五日規則第六十五号）

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和六年三月二十二日規則第十号)

この規則は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

(第三条)

一部改正〔平成11年規則89号・19年36号・令和2年70号・3年102号・5年65号〕

第二号様式

(第四条)

追加〔令和5年規則65号〕

第三号様式

(第五条)

一部改正〔平成11年規則89号・19年36号・令和2年70号・3年102号・5年65号〕

第四号様式

(第六条第一項)

一部改正〔平成17年規則25号・19年36号・令和3年102号・5年65号〕

第五号様式

(第七条第一項)

追加〔平成13年規則68号〕、一部改正〔平成17年規則25号・19年36号・令和3年102号・5年65号〕

第六号様式

(第八条)

一部改正〔平成11年規則89号・13年68号・19年36号・令和3年102号・5年65号〕

第七号様式

(第八条)

一部改正〔平成11年規則89号・13年68号・19年36号・令和3年102号・5年65号〕